

2019年8月26日
改定：2019年9月12日

家電リサイクル券システム
取扱店(者) 各位

一般財団法人家電製品協会
家電リサイクル券センター

消費税率引上げに伴う再商品化等料金の改定等についてのお願い

日頃は、家電リサイクル券システムの運営にご理解・ご協力をいただき、誠にありがとうございます。

標題の件、2019年10月1日より消費税率が引上げられることに伴い、以下の再商品化等料金の改定が行われる予定です。つきましては、当該改定に対するご対応のほど、よろしくお願い申し上げます。

1. 再商品化等料金の改定について

消費税率引上げに伴いすべての製造業者等及び指定法人において、特定家庭用機器が廃棄物となったもの(以下、「廃家電」といいます。)の再商品化等料金(以下、「リサイクル料金」といいます。)の改定が行われます。

本年10月1日に変更される消費税率により改定されるリサイクル料金(以下、「新料金」といいます。)は、次の各別表をご参照願います。

[別表1は、エアコンの廃家電のリサイクル料金の改定一覧です。](#)

[別表2は、ブラウン管式テレビの廃家電のリサイクル料金の改定一覧です。](#)

[別表3は、液晶・プラズマ式テレビの廃家電のリサイクル料金の改定一覧です。](#)

[別表4は、冷蔵庫・冷凍庫の廃家電のリサイクル料金の改定一覧です。](#)

[別表5は、洗濯機・衣類乾燥機の廃家電のリサイクル料金の改定一覧です。](#)

(別表からはブラウザの戻るボタンで戻ってください。)

また、すべての製造業者等及び指定法人の新料金は、原則、次のアまたはイを満たしているものに適用されます。

ア)家電リサイクル券の交付日(引取日)欄の記載が、2019年9月30日以前の日付以外のもので、かつ、指定引取場所への引渡日が10月1日以降のもの。

イ)家電リサイクル券の交付日(引取日)欄の記載が、2019年9月30日以前の日付のもので、かつ、指定引取場所への引渡日が2020年1月1日以降のもの。

今回、初めてリサイクル料金に適用される消費税率に係る経過措置について定めた法令等(2014年9月30日付け「消費税法施行令の一部を改正する政令(改正令附則5⑤)」)に則り、料金改定の経過措置期間は2019年10月1日から2019年12月31日までとし、リサイクル料金は、以下のように扱われます。

なお、本年(2019年)9月30日時点でのリサイクル料金を以下、旧料金といいます。

消費税率に係る経過措置を含めて図に示すと次のようになります。

		家電リサイクル券(管理票)の交付日(引取日)欄の記載内容		
		2019年9月30日 以前の日付のもの	2019年9月30日 以前の日付以外のもの	
			再商品化等料金の領 収日欄の記載が2019 年9月30日以前の日 付のもの	再商品化等料金の領 収日欄の記載が2019 年9月30日以前の日 付以外のもの
指定引取場所 引渡日	2019年10月1日より 2019年12月31日まで	旧料金適用	旧料金適用	新料金適用
	2020年1月1日以降	持込者の申告により 旧料金を適用	持込者の申告により 旧料金を適用	
			持込者の申告がない 場合、新料金を適用	持込者の申告がない 場合、新料金を適用

家電リサイクル券の交付日(引取日)欄の記載が、2019年9月30日以前の日付のもので、かつ、指定引取場所への引渡日が2019年10月1日から12月31日までの場合、旧料金が適用されます。

また、家電リサイクル券の交付日(引取日)欄の記載が、2019年9月30日以前の日付以外のもので、かつ再商品化等料金の領収日欄の記載が2019年9月30日以前の日付のもので、かつ、指定引取場所への引渡日が2019年10月1日から12月31日までの場合、旧料金が適用されます。

ただし、指定引取場所への引渡日が2020年1月1日以降の場合でも、廃家電の持込者の申告により上述の場合に限り、旧料金の適用が可能です。

なお、交付日(引取日)欄の記載がないもの、判読不可のもの、ありえない日付等は、2019年9月30日以前の日付以外のもものと見なされます。また、交付日(引取日)欄の記載が、2019年9月30日以前の日付のものであっても、領収日欄の記載が2019年10月1日以降の日付のものであれば、消費税率に係る経過措置の対象外となり、新料金になります。

2. 消費税率引上げに係る経過措置の注意事項について

(1) 交付日(引取日)欄と再商品化等料金の領収日欄の記載と新・旧料金の適用について

- ・家電リサイクル券の交付日(引取日)欄の記載が当該家電リサイクル券に係る廃家電に適用されるリサイクル料金の決定に大変、重要になります。お客様から廃家電を引き取った場合、必ず、交付日(引取日)欄に交付日(引取日)を記載いただきますようお願いいたします。
- ・今回、初めてリサイクル料金に適用される消費税率引上げに係る経過措置について定めた法令等に則り、料金改定の経過措置期間は2019年10月1日から2019年12月31日までとし、新・旧料金の適用は、交付日(引取日)欄の記載日付と再商品化等料金の領収日欄の記載日付により前表のように扱われます。その際、旧料金適用のため、必要に応じて再商品化等料金の領収日欄に領収日付を記載いただきますよう、よろしくお願い致します。
- ・家電リサイクル券の交付日(引取日)欄の記載が2019年9月30日以前である場合、旧料金をお客様から領収いただき、必ず、指定引取場所に2019年12月31日までに引き渡していただきますようお願いいたします。交付日(引取日)欄の記載が2019年10月1日以降の場合は、新料金をお客様から領収してください。

(2) 旧料金と新料金のデータ表示について

家電リサイクル券の交付日(引取日)欄の記載内容等により、適用するリサイクル料金が異なるため、その対応として、2019年10月1日から2019年12月31日までの間、指定引取場所での引取登録において、以下のとおり、製造業者等名コードを分けて家電リサイクル券センター(以下「RKC」という。)に登録することで、旧料金と新料金の区分けを行うこととします。

【旧料金と新料金の製造業者等名コード】

①製造業者等名コードの記入方法

家電リサイクル券の製造業者等名コードは、旧料金及び新料金に係わらず、通常通り、本通知の発信日現在、設定されている製造業者等名コード(以下「現状コード」という。)を記載願います。または家電リサイクル券の製造業者等名欄(現状コードが記載)にチェックをお願いいたします。

②「新料金適用」の製造業者等名コード

家電リサイクル券の交付日(引取日)欄の記載内容が2019年9月30日以前の日付以外のもの、かつ、指定引取場所引渡日が2019年10月1日以降の場合、原則、新料金が適用になり、現状コードが使用されます。ただし、再商品化等料金の領収日欄の日付により旧料金が適用される場合がありますので、前表をご確認願います。

③「旧料金適用」用の製造業者等名コード(以下「(旧)コード」といいます。)

家電リサイクル券の交付日(引取日)欄の記載内容が2019年9月30日以前のもの、かつ指定引取場所引渡日が2019年10月1日～2019年12月31日の間の場合、指定引取場所では、(旧)コードで登録しますので、旧料金が適用になります。なお、家電リサイクル券には、現状コードをそのまま記載願います。

- ・原則、(旧)コードは、現状の製造業者等名コード+100番で設定します。指定法人(その他)の999は、-100番の899とします。
- ・当該コードに対応する製造業者等名の略称(請求書等への印字に使用しています。)については、原則、現在の略称の後に「(旧)」の字を追記しますが、合計が10文字を超える場合は、従来の略称名の最後を短縮したり、「(旧)」や「旧」を追記したりする場合があります。

例)パナソニック(株)の場合

現状コードと略称	100	パナソニック
(旧)コードと略称	200	パナソニック(旧)

(3)提供データについて

RKCから取扱店(者)様に提供している以下のデータにつきましても、前述の製造業者等名コード、製造業者等名略称での運用となりますので、ご留意願います。

- ・RKC ホームページ「取扱店システム」の「引取券照会」画面
- ・RKC ホームページ「排出者向け引取確認」画面
- ・RKC システムへのネットワーク接続による振込店様向請求データ

※製造業者等名コードのマスタは、RKC ホームページの取扱店システム等で取得可能です。

3. 社名を変更した製造業者等

下表の「旧製造業者等名」の欄に掲げる者が、同表の「変更日」の欄に掲げる日から「新製造業者等名」の欄に掲げる名称に社名を変更しました。

旧製造業者等名	新製造業者等名	グループ	製造業者等名コード	品目	変更日
MARSHAL(株)	FFF SMART LIFE CONNECTED(株)	指定法人	728	液晶・プラズマ式テレビ(大)	2019年4月1日

4. 新たな製造業者等

下表の「製造業者等名」の欄に掲げる者が、同表の「品目」の欄に掲げる特定家庭用機器の製造等の事業を同表の「開始日」の欄に掲げる日から開始しました。

製造業者等名	グループ	製造業者等名コード	品目	開始日
大橋産業(株)	指定法人	754	冷蔵庫・冷凍庫(小)	2019年4月1日
(株)AKART	指定法人	755	液晶・プラズマ式テレビ(小)	2019年4月10日
(株)オウルテック	指定法人	756	冷蔵庫・冷凍庫(小)	2019年5月1日
(株)ナヴィック	指定法人	757	エアコン	2019年4月15日
(株)都光	指定法人	758	冷蔵庫・冷凍庫(大・小)	2019年7月1日
(株)グラモラックス	指定法人	759	液晶・プラズマ式テレビ(大)	2019年8月16日

5. 品目を追加した製造業者等

下表の「製造業者等名」の欄に掲げる者が、同表の「追加品目」の欄に掲げる特定家庭用機器の製造等の事業を同表の「開始日」の欄に掲げる日から開始しました。

製造業者等名	グループ	製造業者等名コード	追加品目	開始日
(株)アズマ	指定法人	543	洗濯機・衣類乾燥機	2019年5月1日
アイリスオーヤマ(株)	指定法人	718	冷蔵庫・冷凍庫(大)(※)	2019年9月10日

(※) アイリスオーヤマの品目追加連絡が遅かったため、本書は改定して上記内容を掲載しております。尚、10月版のリサイクル料金一覧表(A4冊子版、ポケット冊子版)にはこの情報が反映されておきませんのでご注意ください。

6. グループの変更による新たな製造業者等

下表の「製造業者等名」の欄に掲げる者がグループを変更し、同表の「品目」の欄に掲げる特定家庭用機器の製造等の事業を、同表の「開始日」の欄に掲げる日から開始します。

製造業者等名	グループ	製造業者等名コード	品目	開始日
(株)ヤマダ電機	指定法人→A	199	ブラウン管式テレビ(大・小) 冷蔵庫・冷凍庫(大・小) 洗濯機・衣類乾燥機	2019年10月1日
吉井電気(株)	指定法人→B	394	冷蔵庫・冷凍庫(区分なし)	2019年10月1日

7. グループの変更により終了する製造業者等

下表の「製造業者等名」の欄に掲げる者が、同表の「グループ」の欄に掲げる指定法人での事業を、同表の「終了日」の欄に掲げる日を以て終了し、6. のとおりグループを変更します。

製造業者等名	グループ	製造業者等名コード (終了日まで)	品目	終了日
(株)ヤマダ電機	指定法人	705	ブラウン管式テレビ(大・小) 液晶・プラズマ式テレビ(大・小)(※) 冷蔵庫・冷凍庫(大・小) 洗濯機・衣類乾燥機	2019年9月30日
吉井電気(株)	指定法人	516	冷蔵庫・冷凍庫(大・小)	2019年9月30日

(※) (株)ヤマダ電機が製造等した同表の「品目」の欄に掲げるもののうち、液晶・プラズマ式テレビ(大・小)についてのみ、同表の「終了日」の欄に掲げる日の翌日以降に廃棄物となったものは、指定法人が再商品化等に必要の行為を行います。当該廃棄物に係る家電リサイクル券の製造業者等名欄に記入する製造業者等名は、「指定法人(その他)」、製造業者等名コードは「999」です。リサイクル料金は指定法人(その他)のものが適用されます。

8. 特定家庭用機器の製造等の事業を終了した製造業者等

下表の「製造業者等名」の欄に掲げる者が、同表の「品目」の欄に掲げる特定家庭用機器の製造等の事業を、同表の「終了日」の欄に掲げる日を以て終了します。

当該製造業者等が製造等した特定家庭用機器(下表の「品目」欄に掲げる物に限る。)が、同表の「終了日」の欄に掲げる日の翌日以降に廃棄物となったものは、指定法人が再商品化等に必要の行為を行います。当該廃棄物に係る家電リサイクル券の製造業者等名欄に記入する製造業者等名は、「指定法人(その他)」、製造業者等名コードは「999」です。リサイクル料金は指定法人(その他)のものが適用されます。

製造業者等名	グループ	製造業者等名コード (終了日まで)	品目	終了日
(株)デバイススタイルマーケティング	A	196	液晶・プラズマ式テレビ(区分なし)	2019年9月30日

以上